

# クーリング・オフについて の豆知識



## 👉 クーリング・オフを利用するとき

クーリング・オフの手続きは、必ず書面による通知で行います。必要事項を記入して、コピー（両面）をとり、特定記録郵便または簡易書留で郵送します（ハガキのコピーと郵便局の受領証は、手続きを行った証拠となりますので、5年間大切に保管してください）。クーリング・オフは、相手に通知が届いた時点ではなく、ハガキを送付した時点で手続き完了とみなされます。また、クレジット契約をしている場合は、販売会社と信販会社（クレジット会社）の両方に通知します。

## 👉 クーリング・オフが可能な取引とは？

クーリング・オフでは在宅時の「訪問販売」や「電話勧誘」、路上などで声をかけ営業所等へ連れていき契約を求める「キャッチセールス」など、不意打ち的な販売方法によって冷静な判断ができずに契約してしまった取引を解除することができます。

また、マルチ商法や内職商法といった、契約内容が複雑で理解しにくい取引や、エステ、語学教室など継続的に提供されるサービスについても契約解除の意志があればクーリング・オフが可能です。

## 👉 クーリング・オフできる期間について

クーリング・オフが可能な期間は、契約書などの書面を受け取った日から8日以内または20日以内と、対象となる取引ごとに決められています。

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗外での訪問販売・催眠（SF）商法・キャッチセールス・アポイントメントサービス	8日以内
電話勧誘販売	業者からの電話勧誘によって行った商品の購入やサービスの購入	8日以内
連鎖販売取引	マルチ商法	20日以内
業務提供誘因販売	内職商法・モニター商法	20日以内
特定継続的役務提供	エステ・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービス・美容医療（エステ・美容医療は1ヶ月、他は2ヶ月を超えるもの、契約金額5万円以上）	8日以内
訪問購入	業者が自宅などを訪問し、貴金属や着物などの物品を買い取る契約	8日以内

## 👉 ×クーリング・オフができないもの

×訪問販売・電話勧誘で3,000円未満の現金取引の場合	契約時に商品やサービスが提供済みで、代金を全額支払い済みの場合 ※ただし、商品やサービスが未提供である、または代金が未払いの場合は、クーリング・オフ可
×店舗・営業所での契約	消費者が自分から店舗に足を運んだり、業者を呼んで契約した場合
×通信販売	カタログ・ダイレクトメール・テレフォンショッピングなど
×使用してしまった消耗品	化粧品や健康食品などの消耗品で、商品の全部または一部を使用した場合
×自動車（二輪車を除く）	自動車の購入やリース
×葬儀・電気・都市ガス	葬儀の契約・電気の供給・都市ガスの供給サービス

※クーリング・オフ制度は、消費者保護のための制度なので、事業目的の契約の場合は適用外となります。また、インターネットによる取引は通信販売にあたるのでクーリング・オフの適用はありません。

# 住宅リフォーム工事に関する トラブルに注意！！

## ●相談内容について

- ・「お宅の屋根瓦がずれているのが見えたので、無料で点検しましょう」や、「無料で床下の点検をしてあげる」と言われたのに料金を請求された。
- ・「放っておいたら雨漏りする」「地震が来たら倒壊する」など、強引に契約を進められた。
- ・見積り金額は妥当か。
- ・契約書などの書面がない。
- ・工事が始まらない、終わらない。
- ・料金を支払ったのに工事が終わらない。



## ●工事を契約する際のアドバイス

- 見積りを複数の事業者から取って、金額と工事内容を確認する
- 工事内容について事業者と話したことは記録する
- 工事を依頼するに当たっては必要性をよく検討する

## ●契約は慎重にしましょう

訪問販売など不意打ち性の高い勧誘の場合、その場で契約しないことが大切です。トラブルになってしまったら、消費生活センターや専門の相談機関に相談しましょう。



## 住まいるダイヤル ～家のことなら、なんでも相談～

「住まいるダイヤル」では、これから住宅を建てることを検討される方だけでなく、マンションの購入や現在のお住まいの不具合など困っていることについてもご相談を受け付けています。（相談料は無料です。）

電話相談 0570-016-100

電話受付 10:00～17:00（土、日、祝休日、年末年始を除く）



ご不明な点があれば  
宇和島市消費生活センターに  
ご相談ください。

宇和島市消費生活センター

宇和島市役所 2階企画情報課内

☎0895-20-1075